

とうのしょうまち 農業委員会だより



令和5年3月 第11号

編集・発行 / 東庄町農業委員会 ☎86-6079



農事組合法人 稲里ファーム
東庄町神田 559 番地 1 ☎ 79-7706



水稻作付面積	
R 2	33ha
R 3	38ha
R 4	55ha
R 5	57ha 予定



農事組合法人「稲里ファーム」は、令和元年10月に設立され、神代地区（大久保・舟戸・東和田・神田・稲荷入・小貝野）の法人担い手として営農を開始しました。

令和3・4年度に採択された「産地生産基盤パワーアップ事業」により営農施設（ライスセンター）等を整備し、規模拡大を図り農地の集積に積極的に取り組んでいます。

今後も、様々な視点で経営に取り組み、変革の時代に更なる収益向上のため一層の経営発展が期待されます。

ます。
を、よろしくお願い申し上げます。

すので、皆様のご指導ご協力を進めてまいりたいと思いを振興を図るため、更なる活動を引続き、町農業の発展・委員会で、「東庄町農地移動適正化あっせん事業」を開始しました。

このような状況のもと農業

しい課題があります。

しかしながら、農業を取り巻く環境は「主食用米の価格下落」「資材高騰」「遊休農地の増加」など、近年、大変厳しい課題があります。

また、農業産出額は、千葉県内17町村において7年連続1位を誇ります。

東庄町は、農業が基幹産業であり、農地が町総面積の約47%を占めております。

会長あいさつ



岡野 豊

第24期

任期
R4.4.1
R7.3.31

東庄町農業委員会

委員紹介

農政部長



保立 守
(橋) 担 石出・東今泉



根本 美津江
(笹川) 担 宿浜



向後 みどり
(笹川) 担 大木戸 (JR 南側)



菅谷 耕一
(神代) 担 小貝野・平山・本郷



向後 友秋
(神代) 担 大久保・舟戸・稲里ファーム

農地部長



農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

会長



押山 長司
(東城) 担 八幡・浜宿・西・八重穂



岡野 豊
(東城) 担 小座



岡野 均
(東城) 担 仲宿・下宿・東開



多田 澄江
(橋) 担 今都・羽計



江波戸 敏雄
(橋) 担 宮本・東今泉

副会長 (職務代理者)

農地利用最適化推進委員



保科 耕一
(笹川) 担 菰敷・新田・鹿野戸



林 美佐子
(笹川) 担 大木戸 (JR 北側)



常世田 元雄
(笹川) 担 根方・仲内



飯田 昇
(神代) 担 平台・大友・高部・八木山



岡田 勝巳
(神代) 担 神田・稲荷入・東和田



宮澤 秀樹
(東城) 担 船場・西替地・東替地



鈴木 孝一
(東城) 担 粟野



鈴木 節子
(東城) 担 御園・上宿・北宿



小林 光雄
(橋) 担 青馬・谷津



常世田 寛
(橋) 担 新宿・石ファーム



この調査結果に基づき、地権者へ「利用意向調査」を行い、遊休農地の解消・農地の有効利用等を図ります。

令和4年度は町内全農地2173haを調査した結果、174haの遊休農地を把握しました。

農業委員会では、農地法に基づき、毎年全農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し「遊休農地の実態把握と発生・防止・解消」および「農地の違反転用発生防止対策」に取り組みしています。



令和4年11月3日開催の第35回東庄ふれあいまつりに東庄産農産物のお楽しみ抽選会を行い、コカブ等を無料で配付しました。



この日は、大勢の方が列を成して大盛況でのイベントとなりました。

この事業は農業委員会とJAかとり東庄地区理事・東庄町農村ふれあい塾の合同事業で実施されました。

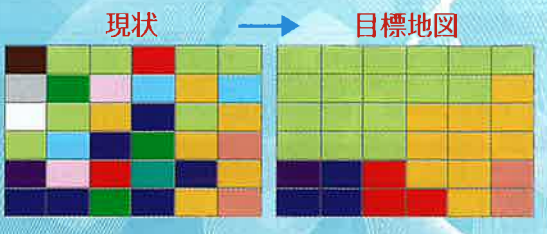
地域計画・目標地図

作成に取り組みます

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されます。

これにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「目標地図」の作成が必要となり、「農地利用の最適化の推進」の中心役となる農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な取り組みが、求められることになりました。

農業委員会は、関係する皆様のご意見・ご要望を軸として、活動してまいりますのでご協力をお願いいたします。



また、令和2年3月末に完成した八ッ場ダムを視察し、スタッフの方から施設の概要と役割について説明を受けました。

令和4年12月2日から3日に、県外視察研修会を実施し、埼玉県宮代町「新しい村」並びに群馬県「八ッ場ダム」を視察しました。宮代町は「農のあるまちづくり」に取り組みしており、農でつながるコミュニティエリア「新しい村」では、主な事業として、「地産地消の推進」「コミュニティの創造」「宮代の農業を支える」の3点が行われていました。



農業者年金

特徴1の3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます



で老後の生活を
安心サポート

特徴 1

農業者なら広く加入できる

加入資格▶

- ★年間60日以上農業に従事する
- ★国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
- ★20歳以上60歳未満の方
- ※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます

特徴 2

積立方式・確定拠出型で
少子高齢時代に強い

- ★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
- ★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 3

通常加入の場合、
保険料の額は自由に決められる

- ★月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。



特徴 4

終身年金。80歳前に亡くなられた
場合には、死亡一時金を遺族の方に支給

- ★年金は生涯受給できます。
- ★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴 5

税制面の優遇措置が大きい

- ★支払った保険料は全額（最高額1人当たり80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。

特徴 6

政策支援加入なら、
保険料の国庫補助がある

- ★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割のいずれかの補助が受けられます。
- ★国庫補助を受ける場合の保険料は月2万円に固定されます。

令和5年度農業委員会総会開催予定日

開催日時、開催場所は、都合により変更する場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

総会開催日	申請受付締切日
令和5年 4月7日(金)	令和5年 3月20日(月)
5月9日(火)	4月20日(休)
6月5日(月)	5月19日(金)
7月5日(水)	6月20日(火)
8月7日(月)	7月20日(休)
9月4日(月)	8月18日(金)
10月5日(木)	9月20日(水)
11月7日(火)	10月20日(金)
12月5日(火)	11月20日(月)
令和6年 1月10日(水)	12月20日(水)
2月6日(火)	令和6年 1月19日(金)
3月4日(月)	2月20日(火)

- 総会開催場所：通常は役場会議室2
- 総会開催時間：通常は午後3時より
- 総会は公開しています。傍聴を希望の方は事務局までお問い合わせください。

❖農地法第3条について 耕作目的のために農地を所有権移転したり貸借する場合は、農地法第3条の許可が必要です。

❖農地法第4条・第5条について 農地（田・畑）を農地以外のものに転用する場合、農地法に基づく申請による許可が必要です。

東庄町 貸借料 情報

令和4年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。



【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
神代地区	9,300	20,000	3,000	255
笹川地区	14,800	21,000	7,000	144
橘地区	18,400	25,000	8,900	295
東城地区	11,900	21,000	7,200	30
(参考)東庄町全域	14,200			

【畑の部】

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
神代地区	11,400	15,000	10,000	10
笹川地区	12,500	15,800	3,000	4
橘地区	13,200	25,000	10,000	21
東城地区	18,200	20,000	13,000	14
(参考)東庄町全域	14,200			

- 1 データ数は、集計に用いた賃貸借件数（筆数）である。
- 2 データの集計にあたり、全体平均値より7割を超えるものは除外している。
- 3 物納（水稲）による小作料は、1俵当たり10,000円で換算している。

お問い合わせご相談は、東庄町農業委員会事務局まで

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131

TEL 0478-86-6079 / FAX 0478-86-4051